

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月9日
【計算期間】	第9期（自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日）
【ファンド名】	スパークス・日本株・ロング・ショート・ファンド
【発行者名】	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 阿部 修平
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎
【事務連絡者氏名】	田中 美紀子
【連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎
【電話番号】	03 - 5435 - 8200
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主としてスパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、日本の株式に投資し、絶対値での中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。

よって、当該ファンドに相対的比較対象となるベンチマークは特に定めませんこととします。

信託金の限度額

信託金の限度額は5,000億円です。なお、委託会社は、受託者と合意のうえ、限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類方法において、「追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型（ロング・ショート型）」に分類されます。

* ロング・ショート型とは将来の成長が見込まれる株式を買建て（ロング・ポジション）する一方で、過大評価されている株式を主に信用取引により売建て（ショート・ポジション）するという2つのポジションを組み合わせる手法を用いるものですが、当ファンドは買建てと売建てとを同額保有する市場中立型（マーケット・ニュートラル運用）ではありません。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	
追加型投信		その他資産 ()	特殊型 (ロング・ショート型)
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類定義 >

1. 単位型投信・追加型投信による商品分類 : 追加型投信
一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 投資対象地域による商品分類 : 国内
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 投資対象資産（収益の源泉）による商品分類 : 株式
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	ブル・ベア型

一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	条件付運用型 ロング・ショート型 その他 ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式一般))				
資産複合 ()				

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

(注) ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産へ投資しますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

< 属性区分定義 >

- ・ 投資対象資産による属性区分 : その他資産（投資信託証券（株式 一般））
- ・ 決算頻度による属性区分 : 年 1 回
目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・ 投資対象地域による属性区分 : 日本
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ 投資形態による属性区分 : ファミリーファンド
目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

前記記載は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づく商品分類および属性区分を、委託会社が目論見書又は約款の記載内容等にて、分類し記載しております。
なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

1. 株式市場変動の影響を軽減しつつ、安定的なプラスのリターンを目指すロング・ショート戦略の日本株ファンドです。

当ファンドはロング・ショート型のファンドです。ロング・ショート型とは将来の成長が見込まれる株式を買建て（ロング）する一方で、過大評価されている株式を主に信用取引により売建て（ショート）するという2つのポジションを組み合わせる手法です。

ベンチマークは特に定めません。

2. 進展する「勝ち組」・「負け組」の二極化現象を投資機会と捉えます。

「勝ち組企業」の株を買建て、「負け組企業」の株を売建てます。

徹底したボトムアップ・リサーチにより、こうした二極化現象を的確に捉えることを目指します。

3. 中長期的な日本の株価上昇の機会を捉えるため、買持ちの多い戦略とします。

スパークスでは、株式は中長期的に見て、通常プラスのリターンをもたらすと考えており、また、現状の日本の政治、経済、社会レベルでの構造変化は株式市場の上昇を後押しすると考えています。



原則、買持ちの多い戦略をとります。

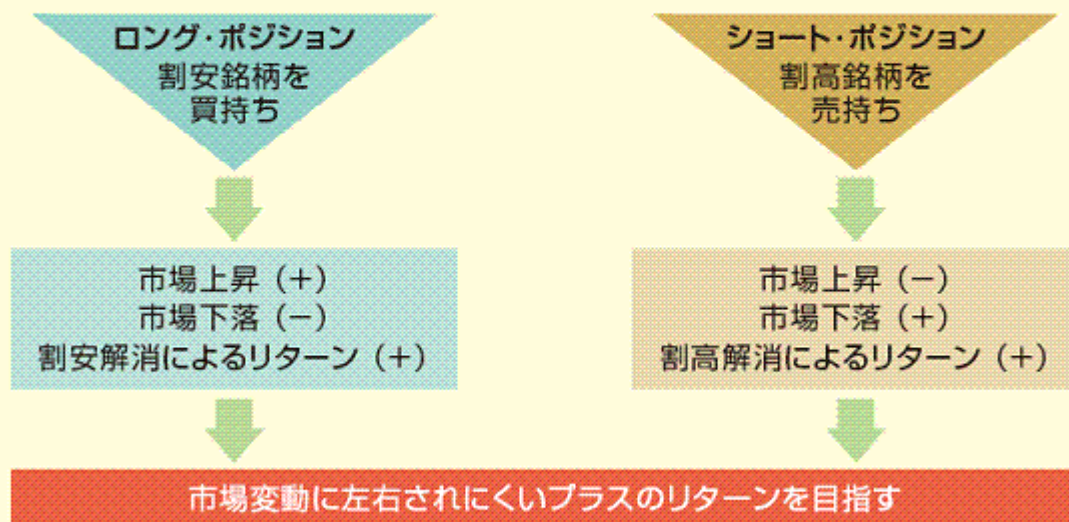
（買持ち＝ロングのポジションを、売建て＝ショートポジションよりも多めに保有する戦略）

4. 徹底的なボトムアップ・リサーチに基づく銘柄評価を行います。

◆ロング・ショート戦略の運用

将来の成長が見込まれる株式を買建て（ロング）する一方で、過大評価されている株式を主に信用取引により売建て（ショート）するという2つのポジションを組み合わせます。

当ファンドは買建てと売建てとを同額保有する市場中立型（マーケット・ニュートラル運用）のファンドではありません。



※ロングとショートのポジションを取った株式の価格が想定どおりの動きをしない場合には、両方のポジションでマイナスが発生する場合があります。

（ご参考）●売建て（ショート）に関するQ & A

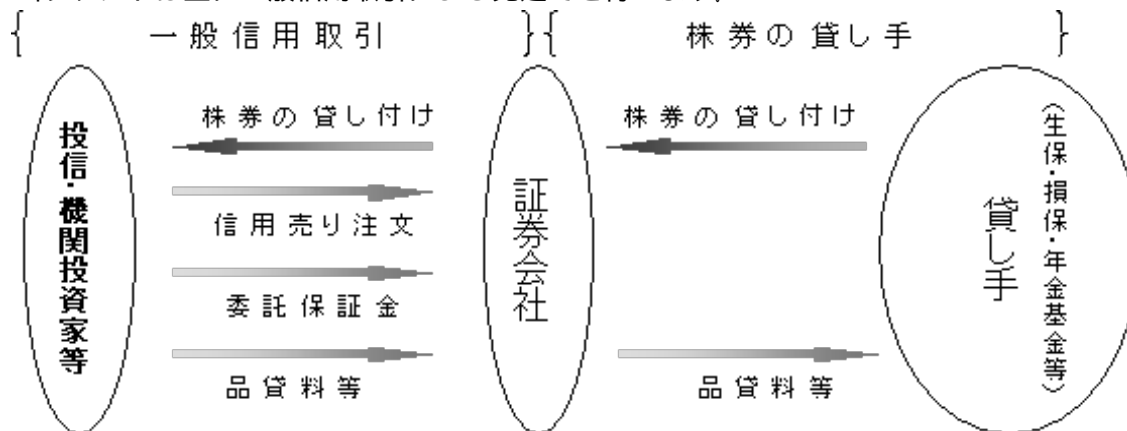
Q 1：売建て（ショート）の仕組みを教えてください。

A 1：売建て（ショート）とは、株式を空売りすることを指します。

当初売建て（ショート）した価格よりも、株価が下落すると買戻す価格が低くなり、利益が出ます。

逆に、株価が上昇してしまうと、買戻す価格が高くなり損失となります。

当ファンドは主に一般信用取引による売建てを行います。



信用取引とは・・・

●信用取引とは、証券会社等から株券を借りて、金融商品取引所で売ること。この借りた株券は、あらかじめ定められた期限内に弁済することが必要です。弁済する方法としては、株式を後に買い入れて返済する（現物決済）と反対売買をして差額を受け渡す（差金決済）があります。

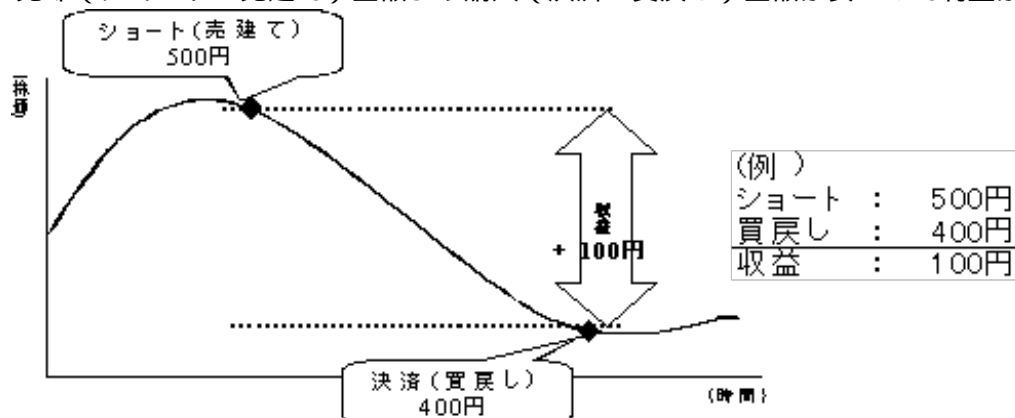
●このうち、一般信用取引とは、信用取引に関する金利、品貸料、弁済の期限などについて、証券会社と顧客との間で合意した内容に従って行う信用取引のことです。

Q 2：売建て（ショート）の損益イメージを教えてください。

A 2：当初、500円で売建て（ショート）したケースを見てみましょう。

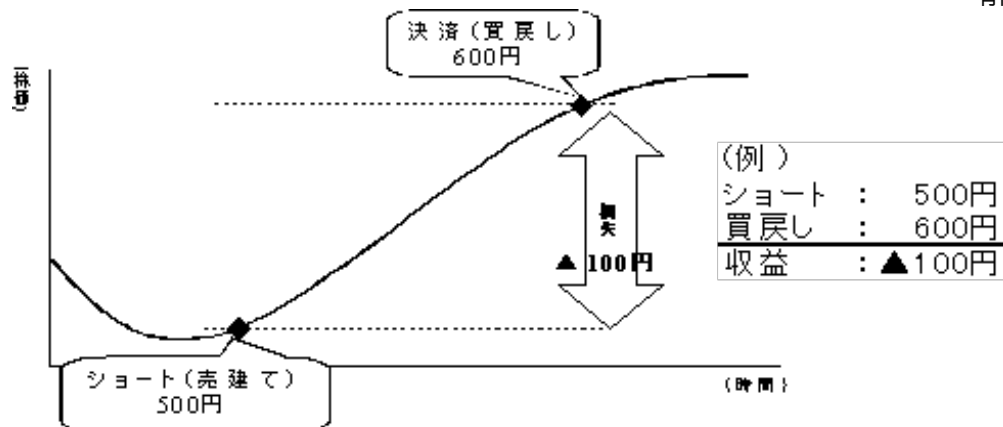
●ショートした時より、株価が下がった時点で買い戻した場合

売却（ショート＝売建て）金額より購入（決済＝買戻し）金額が安いので利益が出ます。



●ショートした時より、株価が上がった時点で買い戻した場合

売却（ショート＝売建て）金額より購入（決済＝買戻し）金額が高いため損失が出ます。



<注> Q2のケースはあくまでも売建て（ショート）の損益イメージを分かりやすく示したものであり、実際の取引には売買委託手数料、品貸料等がかかるため実際の損益とは異なります。

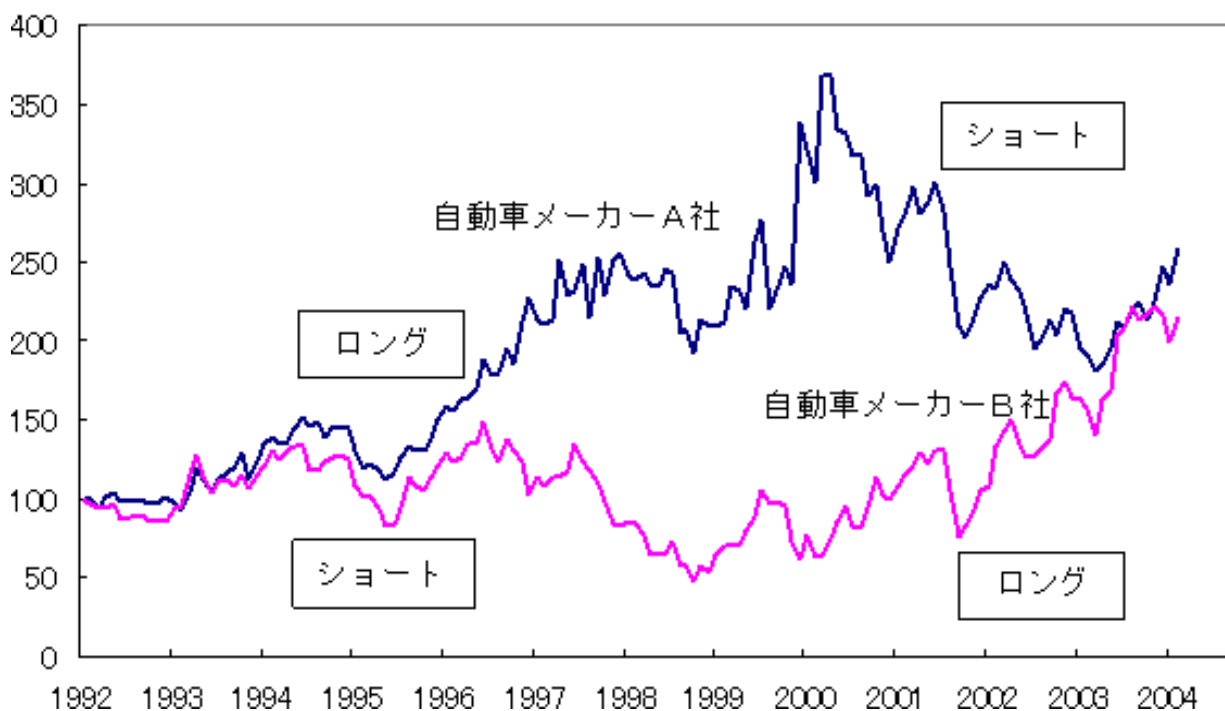
Q3：売建て（ショート）を組み合わせるにあたり、どのようなことに留意していますか？

A3：売建て（ショート）は相場が下落している局面でも収益を上げることができる魅力的な運用手法である一方、株価が下落しなかった場合のリスクがロングより大きく留意が必要です。

例えば、上記Q2のように当初の株価が500円のケースでみると、ロングの場合では会社が倒産しても損失は最大でも500円ですが、ショートの場合では株価が仮に2,000円まで上昇してしまえば損失は1,500円（2,000円 - 500円）となってしまいます。

このため、当ファンドでは ボトムアップ・リサーチによる企業調査を徹底している他、十分な流動性のある、時価総額の大きい銘柄への分散投資（小口分散）、ロングよりもショートの比率を少なくする、等の対策をとっています。

<ロング・ショート・ポジションのイメージ>



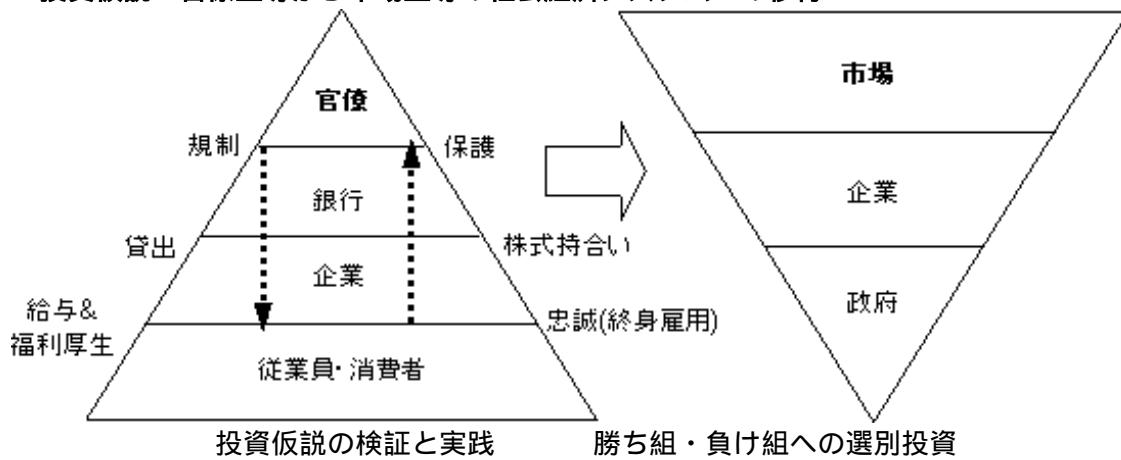
出所：各種資料よりスパークス作成

従来安泰とされてきた大企業が、1996年以降同一業種の中でも多様化、二極化するようになってきました。例えば、上記の図の自動車メーカーA社と自動車メーカーB社とでは、1996年以降、マーケットでの評価がはっきりと分かれるようになってきました。

（注）上記はあくまで例示をもって理解を深めるためのものであり、当ファンドの運用成果を予測または保証するものではありません。

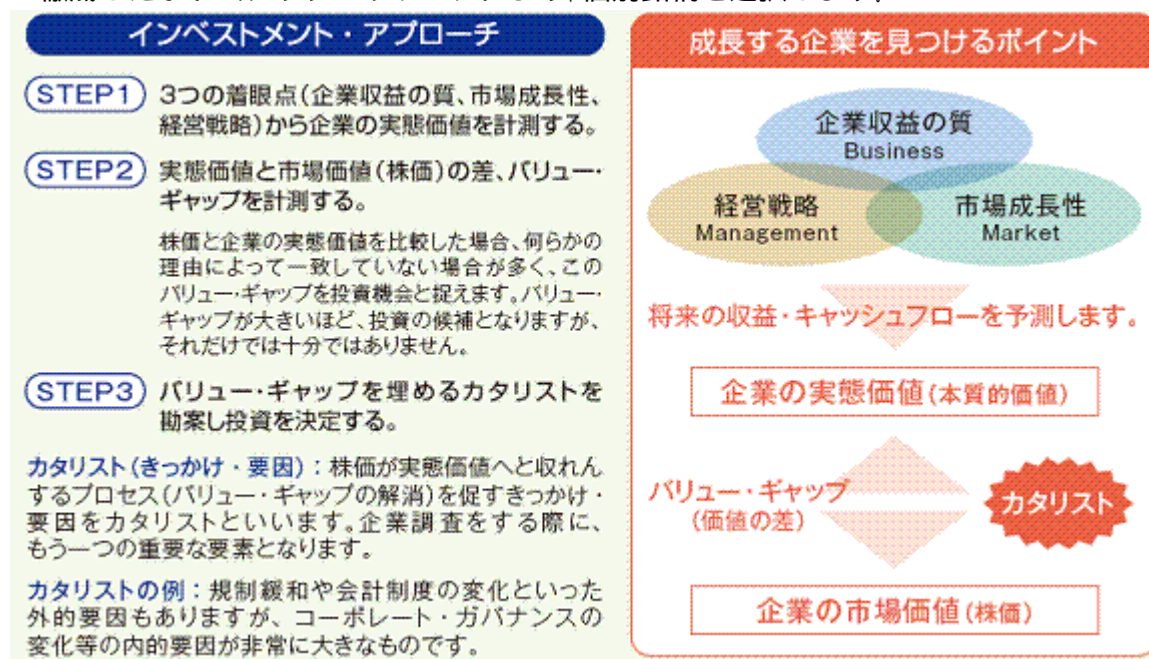
このような状況には、多くの企業が官僚や銀行による保護や統治を受けていた従来環境が変化し、市場により厳しく選別され、勝ち組・負け組が明確化してきた時代背景があります。スパークスでは、このような時代認識のもと、以下の投資仮説をたて、検証と実践を繰り返しながら投資を行ってきました。その一つが、1997年から開始したロング・ショート戦略です。

<投資仮説> 官僚主導から市場主導の社会経済システムへの移行



■ ロング・ショート戦略における徹底したボトムアップ・リサーチ

徹底したボトムアップ・リサーチにより、個別銘柄を選択します。



市場動向やファンドの資金動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

本ロング・ショート戦略においては、ロング・ポジションおよびショート・ポジションともに、企業調査を基にして銘柄選択を行っています。

ロング・ポジションおよびショート・ポジションの双方で損失が生じた場合、実現損・評価損に関らず双方に損失が発生するために、通常の株式投資信託（インデックスファンド等）における損失よりも大きくなる可能性があり、また、株価の上昇局面では売建て（ショート）があるため、パフォーマンスが低くなる可能性があります。

これを防ぐために、スパークスでは、個別企業の調査を徹底的に行うというミクロ・レベルでの作業を日々断断续续に繰り返しております。

■ スパークス・アセット・マネジメント株式会社について ■

一貫した投資哲学と運用プロセスを実践する独立系運用会社です。

スパークスは、1989年の創業以来、株式市場を取り巻く環境がいかに厳しくとも「マクロはミクロの集積である」という投資哲学の下、ボトムアップ・リサーチを行っております。

親会社であるスパークス・グループ株式会社は「JASDAQ市場（銘柄コード：8739）」に2001年12月運用会社として初めて上場いたしました。

(2) 【ファンドの沿革】

平成14年3月11日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

平成18年10月1日 ファンドの委託者としての業務をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社からスパークス・アセット・マネジメント株式会社へ承継。

(3)【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式により、金融商品取引所上場株式への実質的投資を行います。

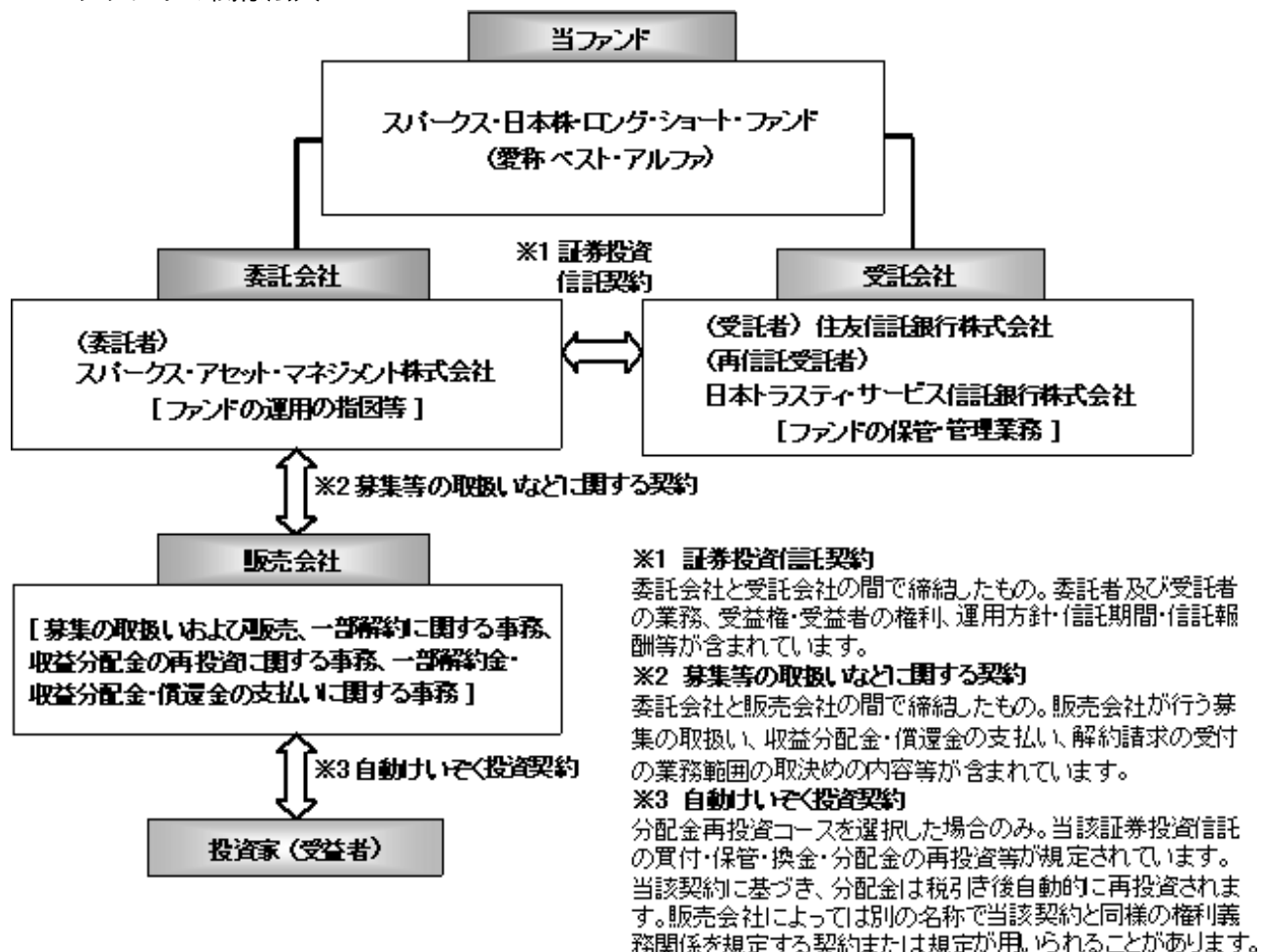
ファミリーファンド方式とは、投資家の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



複数のベビーファンドの資金をまとめてマザーファンドで運用することができ、運用の効率を向上させることが可能な仕組みです。

- * 有価証券届出書提出日現在、当ファンド以外で「スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド」に投資しているファンドは「スパークス・日本株・L & S」、「スパークス・日本株・ロング・ショート・プラス」です。

ファンドの関係法人



委託会社の概況

a. 資本金 25億円（平成23年3月末日現在）

b. 会社の沿革

平成18年 4月 持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立。

平成18年 10月 商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更。
投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）より会社分割により承継。

平成22年 7月 スパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を開始。

c. 大株主の状況（平成23年3月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎	50,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、絶対値での中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。また、資金動向、市況動向等によっては、金融商品取引所上場株式に直接投資することもあります。

企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップ・リサーチによる組入銘柄選択を行うことを原則とします。

組入銘柄の選択は、委託会社が個々の会社訪問を行い、バリュー・ギャップとカタリストを総合的に判断し決定します。ここでいうバリュー・ギャップとは、企業の競争力・経営陣の質・潜在成長性を主として3年間の収益予想と事業リスクを勘案した上で計測される企業の実態価値と市場というコンセンサスで実際に決定・値付けされている株価との差（ギャップ）のことを指します。また、このバリュー・ギャップが収縮、つまりは株価が実態価値へと収斂するプロセスを促すための触媒・起爆剤と訳されるものがカタリストです。

有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引およびその他類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。

純資産総額の範囲内で、委託会社の判断で株式の信用取引による売建てを行います。

(2)【投資対象】

主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、金融商品取引所上場株式に実質的に投資します。また、資金動向、市況動向等によっては、金融商品取引所上場株式に直接投資することもあります。詳しい投資対象は以下の通りです。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）（約款第19条）

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

- ・先物取引等
- ・スワップ取引
- ・金利先渡取引

(c) 金銭債権

(d) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

投資対象とする有価証券（約款第20条第1項）

委託者は、信託金を主としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- 1) 株券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株予約権証券と社債券とが一体となった新株予約権付社債券（以下「分離型新株予約権付社債券」といいます。）の新株予約権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株予約権証券（分離型新株予約権付社債券の新株予約権証券を含みます。以下同じ。）
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書、12) ならびに17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券および12) ならびに17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品（約款第20条第2項、第3項）

前項 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、1) から6) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

1) 先物取引等の運用指図（約款第26条）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
- (b) 委託者は、金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

2) スワップ取引の運用指図（約款第27条）

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3) 金利先渡取引の運用指図（約款第28条）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

■ スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制（平成23年3月末日現在）



当ファンドでは、平成23年3月末日現在、運用調査本部が運用・調査を担当しており、下記の意思決定プロ

セスに基づき、運用を行っております。

意思決定プロセス

- a. 運用指図の意思決定は「投資信託に係る運用管理規程」に従い、「第一投資政策委員会」において、投資環境の分析、市場動向見通し策定、期待リターンとリスクの予測などを実施、「運用計画書」において、運用戦略を審議の上、行われます。
- b. ファンドマネージャーは「第一投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、「投資信託に係る運用管理規程」に従い、実際の投資活動を行います。第一投資政策委員会は、社長、運用調査本部、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成し、原則として月2回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

議決権の行使指図に関する基本的考え方

議決権の行使指図にあたっては、受益者又は顧客の利益に供することを目的とし、運用資産に組入れられる株式価値の増大、又はその価値の毀損防止の観点から判断します。また、具体的な議決権行使については社内規程及び議決権行使ガイドラインに基づいてこれを行います。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

受託会社（再信託受託会社）に対して、S A S 70（受託業務に関わる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受け取っており、また必要に応じて運営体制について実査することとしております。

(4)【分配方針】

年1回の決算時（原則として3月10日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(5)【投資制限】

信託約款で定める投資制限

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。（約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限 1)）
- 2) 外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限2)）
外貨建資産への投資は行いません。
- 3) 株式および派生商品の実質買建て金額（ロング・ポジション）の合計額と株式および派生商品の実質売建て金額（ショート・ポジション）の絶対金額での合計金額は、ともに信託財産の純資産総額の範囲内とします。派生商品については、想定元本金額で計算するものとします。また、派生商品取引は、信託財産のヘッジ目的のみに限定しません。有価証券の買付けおよび有価証券先物取引等による買建て（ロング・ポジション）の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。有価証券の売付けおよび有価証券先物取引等による売建て（ショート・ポジション）の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。（約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3) 投資制限 3) 12) 13)）
- 4) 新株予約権証券への投資制限（約款第20条第5項）
委託者は、取得時において、信託財産に属する新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- 5) 投資信託証券への投資制限（約款第20条第4項）
委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と

マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

6) 同一銘柄の株式への投資制限（約款第23条第1項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

7) 同一銘柄の新株予約権証券への投資制限（約款第23条第2項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

8) 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第24条）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

9) 投資する株式等の範囲（約款第22条）

(a) 委託者が投資することを指図する株式、新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株予約権証券については、その限りではありません。

(b) 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

10) 信用取引の指図範囲（約款第25条）

(a) 委託者は、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信用取引については、一般信用取引制度を主として利用いたします。信用取引による実質売建て金額は、有価証券先物取引等による実質売建て想定元本との合算（ショート・ポジション合計）で純資産総額の範囲内とします。

(b) 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(d) 委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。

11) 有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第29条）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

(i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ii) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(b) 上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うもの

とします。

12) 有価証券の空売りの指図範囲（約款第29条の2）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または13)の規定により借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

13) 有価証券の借入れ（約款第30条）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 前項の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

14) 資金の借入れ（約款第38条）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令に定められた投資制限

a. デリバティブ取引に関する投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

b. 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株

式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

（参考）親投資信託：スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンドの投資方針

（1）基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場および金利動向にかかわらず、投資対象有価証券の価格変動リスクを極力回避し、絶対値基準での信託財産の中・長期的な安定的成長を図ることを目標として運用を行います。その目的達成のため、将来の成長の見込まれる株式、過小評価されている株式を取得し、一方、過大評価されている魅力の乏しい株式を信用売りで売却する運用およびその他派生商品を利用した運用を行います。投資対象は円建て資産としますが、日本企業が海外で発行した円建て転換社債なども対象とします。当ファンドは、市場環境に左右されない絶対的なリターンによって、中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。よって、当該ファンドに相対的比較対象となるベンチマークは特に定めませんとします。

（2）運用方法

投資対象

金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、絶対値での中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。
- 2) 企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップ・リサーチによる組入銘柄選択を行うことを原則とします。
- 3) 組入銘柄の選択は、委託会社が個々の会社訪問を行い、バリュエーション・ギャップとカタリストを総合的に判断し決定します。ここでいうバリュエーション・ギャップとは、企業の競争力・経営陣の質・潜在成長性を主として3年間の収益予想と事業リスクを勘案した上で計測される企業の実態価値と市場というコンセンサスで実際に決定・値付けされている株価との差（ギャップ）のことを指します。また、このバリュエーション・ギャップが収縮、つまりは株価が実態価値へと収斂するプロセスを促すための触媒・起爆剤と訳されるものがカタリストです。
- 4) 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引およびその他類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引を行うことができます。
- 7) 純資産総額の範囲内で、委託会社の判断で株式の信用取引による売建てを行います。

投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資は行いません。
- 3) 株式および派生商品の買建て金額（ロング・ポジション）の合計金額と株式および派生商品の売建て金額（ショート・ポジション）の絶対金額での合計金額は、ともに信託財産の純資産総額の範囲内とします。派生商品については、想定元本金額で計算するものとします。また、派生商品取引は、信託財産のヘッジ目的のみに限定しません。
- 4) 新株予約権証券への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 5) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 7) 同一銘柄の新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- 8) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 9) 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行います。
- 10) スワップ取引は約款第20条の範囲で行います。
- 11) 金利先渡し取引は約款第21条の範囲で行います。
- 12) 有価証券の買付けおよび有価証券先物取引等による買建て（ロング・ポジション）の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 有価証券の売付けおよび有価証券先物取引等による売建て（ショート・ポジション）の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資等を通じて、株式などの値動きのある有価証券に投資し、有価証券先物取引等を活用することがありますので、ファンドの基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは預金ではなく、預金保険の対象外です。また、登録金融機関による販売の場合は投資者保護基金の支払いの対象ではありません。

(1) 株価変動リスク

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

(2) ロング・ショート戦略固有のリスク

当ファンドは売建て（ショート・ポジション）取引を行いますので、売建てた株式等が値上がりした場合、基準価額が下落する要因となります。また、ロング・ポジションおよびショート・ポジションの双方で損失が生じた場合、通常のコストにおける損失よりも大きくなる可能性があります。

(3) 信用リスク

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。

(4) 中小型株式等への投資リスク

当ファンドは、中小型株式等へも投資します。こうした株式は、比較的新興であり、発行済株式時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値で売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

(5) 派生商品取引のリスク

当ファンドは先物取引などの派生商品に投資することがあります。これらの運用手法は、価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

(6) 一部解約による資金流出等に伴うリスク

大量の解約があった場合、解約代金を手当てするため保有有価証券を売却しなければならないことがあり、その際には市場動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動することがあります。当ファンドはマザーファンドの受益証券への投資を通じて運用を行いますので、同じマザーファンドに投資するベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(7) 運用制限に伴うリスク

当ファンドの運用は、規制上または社内方針等により売買を制限されることがあります。委託会社またはその関連会社（以下「委託会社グループ」）が投資を行っている（検討している場合を含む）銘柄も含め、特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限される場合があります。また委託会社グループが行う投資または他の運用業務に関連して、当ファンドにおいて投資にかかる売買を制限されることがあります。したがって、これらにより当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

<その他の留意事項>

● システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖さ

れることがあります。このような場合、一時的に解約等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

- 法令・税法・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税法・会計方針などは、今後変更される場合があります。

- お申込・解約等に関する留意点

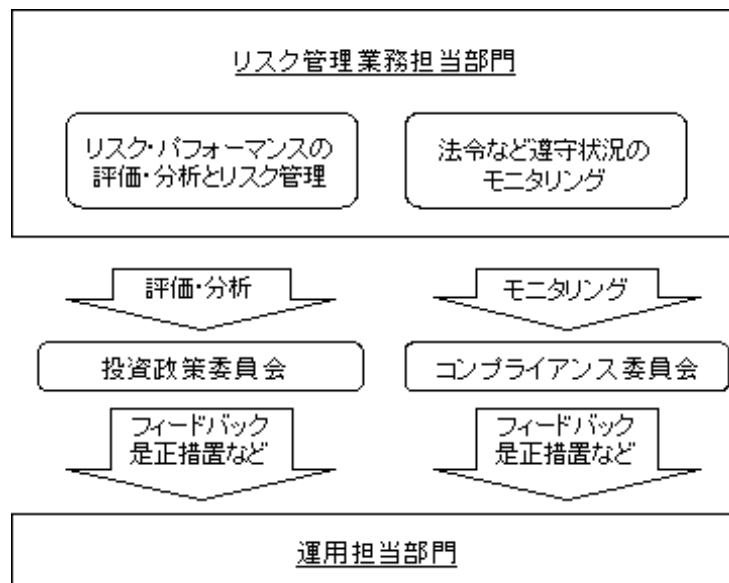
- ・金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込および換金申込の受付を中止することがあります。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、1 顧客 1 日当たりの換金申込の金額に制限を設ける場合や、一定の金額を超える換金申込の受付時間に制限を設ける場合があります。

< その他の留意点 >

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

< リスクの管理体制 >

委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。



上記リスク管理体制は平成23年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。ただし、分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。なお、販売会社によっては、「償還乗換え」による場合は手数料がかからない場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金時の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額は、次に掲げる 信託報酬と 実績報酬との合計額とします。

信託報酬（約款第44条第1項、第2項）

- 1）信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.995%（税抜1.90%）の率を乗じて得た金額とします。
- 2）信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額が信託財産中から支弁されます。また、信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- 3）信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は次の通りです。

	委託会社	販売会社	受託銀行
100億円以下の部分	年1.155% （税抜1.10%）	年0.735% （税抜0.70%）	年0.105% （税抜0.10%）
100億円超500億円以下の部分	年1.05% （税抜1.00%）	年0.8505% （税抜0.81%）	年0.0945% （税抜0.09%）
500億円超の部分	年0.945% （税抜0.90%）	年0.966% （税抜0.92%）	年0.084% （税抜0.08%）

実績報酬（約款第44条第3項、第4項）

- 1）委託者は の信託報酬の他に運用実績が一定の水準以上に達したとき、実績報酬を信託財産より委託者に支弁します。実績報酬の額は次に掲げる基準および計算式で算出されます。

1．実績報酬の基準

実績報酬の算定にはハイ・ウォーター・マーク（高水位基準）を採用します。

これは前計算期間末以前の期末時点における10,000口あたり純資産価額（実績報酬および収益分配金控除前）のうち最も高いものを指し、設定日から最初の計算期間末までは10,000円（10,000口あたり）のことを指します。10,000口あたり基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えてこない限り、実績報酬は発生しません。

実績報酬の実際の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末に10,000口あたり基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えているときに限定されます。

2．実績報酬の計算式

ファンドの毎計算日における前営業日の10,000口あたり基準価額（当該計算日がこの信託契約締結日であるときは10,000円とします。）がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に100分の20の率を乗じて得た額に、受益権口数を10,000で割ったものを乗じて得た額（以下、「実績報酬額」といいます。）から前営業日の実績報酬額（前営業日に一部解約があった場合には当該解約に係わる口数に相当する前営業日の実績報酬額を控除した額とします。）を控除した額を計上します。

3．上記のハイ・ウォーター・マークについては次のとおりとします。

）設定日から最初の計算期間末（6ヵ月終了日）

・10,000円（10,000口あたり）

）最初の計算期間末以降のハイ・ウォーター・マーク

・前計算期間末（毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末）の10,000口あたり純資産価額（収益分配および実績報酬控除前）が前期のハイ・ウォーター・マークを上回った場合

- 前計算期間末現在の10,000口あたり基準価額（収益分配および実績報酬が発生した場合は、当該金額控除後の10,000口あたり基準価額）をその期のハイ・ウォーター・マークとします。

・前計算期間末（毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末）の10,000口あたり純資産価額（収益分配および実績報酬控除前）が前期のハイ・ウォーター・マークを下回った場合

- 前計算期間末に使用したハイ・ウォーター・マークをその期のハイ・ウォーター・マークとします。

2）前項の実績報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき（期中に一部解約が行なわれた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含む）信託財産中から支弁するものとし、委託者と委託者の指定する販売会社との間の配分は別に定めるものとします。

（ご参考）

実績報酬算出期間	ハイ・ウォーター・マーク	算出期間末基準価額
平成14年3月11日～平成14年9月10日	10,000円	9,827円
平成14年9月11日～平成15年3月10日	10,000円	9,168円
平成15年3月11日～平成15年9月10日	10,000円	12,204円
平成15年9月11日～平成16年3月10日	12,204円	14,175円
平成16年3月11日～平成16年9月10日	14,175円	15,335円
平成16年9月11日～平成17年3月10日	15,335円	15,783円
平成17年3月11日～平成17年9月10日	15,783円	16,819円
平成17年9月11日～平成18年3月10日	16,819円	18,949円
平成18年3月11日～平成18年9月10日	18,949円	17,856円
平成18年9月11日～平成19年3月12日	18,949円	17,728円
平成19年3月13日～平成19年9月12日	18,949円	16,400円
平成19年9月13日～平成20年3月10日	18,949円	14,560円
平成20年3月11日～平成20年9月10日	18,949円	14,491円
平成20年9月11日～平成21年3月10日	18,949円	13,169円
平成21年3月11日～平成21年9月10日	18,949円	13,513円
平成21年9月11日～平成22年3月10日	18,949円	13,267円

平成22年3月11日～平成22年9月10日	18,949円	13,284円
平成22年9月11日～平成23年3月10日	18,949円	14,459円
平成23年3月11日～平成23年9月10日	18,949円	—

（注1）平成16年3月10日、平成23年3月10日の基準価額は収益分配控除後の基準価額です。

（注2）基準価額は実績報酬を含む信託報酬控除後のもので、1万口当たりのものです。

なお、実績報酬の配分は次の通りです。

純資産総額	委託会社	販売会社
30億円未満の部分	実績報酬額 × 100%	0%
30億円以上50億円未満の部分	実績報酬額 × 98%	実績報酬額 × 2%
50億円以上100億円未満の部分	実績報酬額 × 95%	実績報酬額 × 5%
100億円以上300億円未満の部分	実績報酬額 × 90%	実績報酬額 × 10%
300億円以上500億円未満の部分	実績報酬額 × 85%	実績報酬額 × 15%
500億円以上の部分	実績報酬額 × 80%	実績報酬額 × 20%

● 実績報酬の留意点

- ・ 毎日の基準価額は、前営業日の実績報酬が費用計上された後の価額です。従って、解約される際に、解約時の基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。
- ・ 実績報酬は、半期末ごとにファンドから支払われますが、この場合も実績報酬は既に費用計上されているので、更に実績報酬が差し引かれるものではありません。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

信用取引や先物取引、オプション取引等に要する費用

保管費用等

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他諸費用

1) 受益権等の管理事務に関連する費用等

2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正も含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用

3) 目論見書、販売用資料の作成、印刷および交付に係る費用

4) 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用

5) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用

6) この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

7) この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

8) 会計監査費用

委託者は、上記の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかにかわらず、信託財産より受領することができます。ただし、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、それを変更することができます。

上記の諸費用は、信託の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産中から委託者に対して支弁されます。

投資対象とするマザーファンドに係る以下の費用

- ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

・ 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・ 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、平成21年から平成23年においては10%（所得税7%および地方税3%）となります。（平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）となります。）

解約時および償還時の差損については、確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。

2) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 各受益権毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が分配金を受取る際、a) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の金額が普通分配金となり、b) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の範囲内で、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は平成23年3月末日現在の税法によるものです。

税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いにつきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

< ご参考 >

- ・ 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・ 以下の表は個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%

換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して10%
--------------	----------	--

上記は、平成23年3月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2011年3月31日現在の状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,978,273,412	99.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6,560,758	0.33
合計(純資産総額)		1,984,834,170	100.00

(2)【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】**

銘柄名	数量	上段：簿価単価 下段：評価単価 (円)	上段：簿価金額 下段：評価金額 (円)	投資 比率 (%)
スパークス・日本株・ロング・ ショート・マザーファンド	930,689,411	2.1814 2.1256	2,030,291,120 1,978,273,412	99.67

(注)上記の資産の種類は親投資信託受益証券、発行地は日本です。

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.67
合計	99.67

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンドの投資状況

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	2,886,691,500	61.87
国債証券	日本	999,899,968	21.43
投資証券	日本	202,428,600	4.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		576,940,444	12.36
合計(純資産総額)		4,665,960,512	100.00

(注)信用取引により売建てしている株式(日本)の時価合計は987,222,500円、投資比率は21.16%となっております。株価指数先物取引の売建てを行っており、時価合計は107,360,000円、投資比率は2.30%です。また、株価指数オプション(プット)の買建てを行っており、時価合計は3,625,000円、投資比率は0.08%です。

投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単価 (円) 下段：評価単価 (円)	上段：簿価金額 (円) 下段：評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	国債証券	第158回国庫短期証券	2011年4月27日 0%	300,000,000	99.99 99.99	299,976,015 299,976,015	6.43
2	日本	国債証券	第154回国庫短期証券	2011年4月18日 0%	200,000,000	99.99 99.99	199,989,594 199,989,594	4.29
3	日本	国債証券	第156回国庫短期証券	2011年4月25日 0%	200,000,000	99.99 99.99	199,985,206 199,985,206	4.29
4	日本	国債証券	第174回国庫短期証券	2011年5月30日 0%	200,000,000	99.98 99.98	199,963,008 199,963,008	4.29
5	日本	株式	三井物産	卸売業	100,700	1,466.00 1,491.00	147,626,200 150,143,700	3.22
6	日本	株式	ファナック	電気機器	9,600	12,391.02 12,590.00	118,953,792 120,864,000	2.59
7	日本	株式	川崎重工	輸送用機器	280,000	338.20 366.00	94,698,647 102,480,000	2.20
8	日本	株式	日揮	建設業	52,000	1,778.00 1,947.00	92,456,000 101,244,000	2.17
9	日本	株式	住友金属鉱山	非鉄金属	70,000	1,387.12 1,431.00	97,098,502 100,170,000	2.15
10	日本	国債証券	第171回国庫短期証券	2011年5月16日 0%	100,000,000	99.98 99.98	99,986,145 99,986,145	2.14
11	日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	338	280,200.00 293,000.00	94,707,600 99,034,000	2.12
12	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	676	145,000.07 146,200.00	98,020,054 98,831,200	2.12
13	日本	株式	三菱商事	卸売業	40,800	2,284.68 2,309.00	93,215,072 94,207,200	2.02
14	日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	145	595,520.84 631,000.00	86,350,522 91,495,000	1.96
15	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	その他	517	165,300 163,600	85,460,100 84,581,200	1.81
16	日本	株式	ディー・エヌ・エー	サービス業	25,900	3,174.52 3,005.00	82,220,232 77,829,500	1.67
17	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	101,800	728.04 738.00	74,114,709 75,128,400	1.61
18	日本	株式	三菱電機	電気機器	75,000	898.71 982.00	67,403,449 73,650,000	1.58
19	日本	株式	日本電産	電気機器	9,900	6,801.53 7,200.00	67,335,188 71,280,000	1.53
20	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	40,300	1,726.88 1,743.00	69,593,528 70,242,900	1.51
21	日本	株式	旭ダイヤモンド工業	機械	44,000	1,494.00 1,596.00	65,736,000 70,224,000	1.51
22	日本	株式	日立製作所	電気機器	161,000	411.47 433.00	66,247,549 69,713,000	1.49
23	日本	株式	キーエンス	電気機器	2,700	21,380.00 21,290.00	57,726,000 57,483,000	1.23
24	日本	株式	住友ゴム工業	ゴム製品	61,100	827.72 850.00	50,573,939 51,935,000	1.11
25	日本	株式	デンソー	輸送用機器	18,200	2,585.13 2,760.00	47,049,427 50,232,000	1.08
26	日本	株式	KDDI	情報・通信業	97	540,000.00 515,000.00	52,380,000 49,955,000	1.07
27	日本	株式	アイシン精機	輸送用機器	17,200	2,728.84 2,888.00	46,936,126 49,673,600	1.06
28	日本	株式	日本ハム	食料品	47,000	993.98 1,049.00	46,717,360 49,303,000	1.06
29	日本	株式	東洋水産	食料品	27,000	1,860.00 1,806.00	50,220,000 48,762,000	1.05
30	日本	株式	シャープ	電気機器	58,000	778.25 825.00	45,138,792 47,850,000	1.03

(注) 国債証券の業種欄には、償還日、利率を表示しています。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／ 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	10.43
		輸送用機器	6.93
		卸売業	6.29
		サービス業	4.29
		食料品	4.22
		情報・通信業	4.16
		機械	4.01
		非鉄金属	2.89
		化学	2.75
		ゴム製品	2.62
		小売業	2.51
		建設業	2.17
		紙業	1.96
		銀行業	1.66
		不動産業	1.16
		石油・石炭製品	0.98
		パルプ・紙	0.75
		ガラス・土石製品	0.72
		医薬品	0.53
		鉄鋼	0.51
		倉庫・運輸関連業	0.34
国債証券（国内）		21.43	
投資証券（国内）		4.34	
合計		87.64	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

・株価指数先物取引

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	上段：簿価金額（円） 下段：時価金額（円）	投資比率 (%)
株価指数 先物取引	日本	大阪証券 取引所	大証日経平均株価指数先物	売建	11	100,169,210 107,360,000	△2.30

（注）株価指数先物取引については、個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

・株価指数オプション

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	上段：簿価金額（円） 下段：時価金額（円）	投資比率 (%)
株価指数 オプション	日本	大阪証券 取引所	大証日経平均株価指数 オプションブット1106	買建	25	3,651,250 3,625,000	0.08

（注）簿価金額及び時価金額は、プレミアムの金額を表示しており、個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2003年3月10日)	651,736,794	651,736,794	0.9168	0.9168
2期	(2004年3月10日)	613,274,112	643,560,011	1.4175	1.4875
3期	(2005年3月10日)	2,188,290,959	2,188,290,959	1.5783	1.5783
4期	(2006年3月10日)	3,052,976,508	3,052,976,508	1.8949	1.8949
5期	(2007年3月12日)	11,578,636,636	11,578,636,636	1.7728	1.7728
6期	(2008年3月10日)	3,342,277,840	3,342,277,840	1.4560	1.4560
7期	(2009年3月10日)	1,924,613,640	1,924,613,640	1.3169	1.3169
8期	(2010年3月10日)	2,232,799,199	2,232,799,199	1.3267	1.3267
9期	(2011年3月10日)	2,034,433,851	2,076,646,363	1.4459	1.4759
	2010年3月末日	1,421,669,510	—	1.3825	—
	2010年4月末日	1,481,269,852	—	1.4445	—
	2010年5月末日	1,415,962,715	—	1.3852	—
	2010年6月末日	1,314,353,739	—	1.3223	—
	2010年7月末日	1,314,515,874	—	1.3319	—
	2010年8月末日	1,295,538,443	—	1.3124	—
	2010年9月末日	1,318,445,448	—	1.3415	—
	2010年10月末日	1,449,242,869	—	1.3458	—
	2010年11月末日	1,469,441,565	—	1.3777	—
	2010年12月末日	1,521,006,101	—	1.4451	—
	2011年1月末日	1,544,449,498	—	1.4683	—
	2011年2月末日	2,064,617,945	—	1.4852	—
	2011年3月末日	1,984,834,170	—	1.4070	—

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
1期	自 2002年3月11日 至 2003年3月10日	0.0000
2期	自 2003年3月11日 至 2004年3月10日	0.0700
3期	自 2004年3月11日 至 2005年3月10日	0.0000
4期	自 2005年3月11日 至 2006年3月10日	0.0000
5期	自 2006年3月11日 至 2007年3月12日	0.0000
6期	自 2007年3月13日 至 2008年3月10日	0.0000
7期	自 2008年3月11日 至 2009年3月10日	0.0000
8期	自 2009年3月11日 至 2010年3月10日	0.0000
9期	自 2010年3月11日 至 2011年3月10日	0.0300

【収益率の推移】

期	計算期間	前期末 1口当たり純資産 (分配落)円	当期末 1口当たり純資産 (分配付)円	収益率 %
1期	自 2002年3月11日 至 2003年3月10日	1.0000	0.9168	△8.3
2期	自 2003年3月11日 至 2004年3月10日	0.9168	1.4875	62.2
3期	自 2004年3月11日 至 2005年3月10日	1.4175	1.5783	11.3
4期	自 2005年3月11日 至 2006年3月10日	1.5783	1.8949	20.1
5期	自 2006年3月11日 至 2007年3月12日	1.8949	1.7728	△6.4
6期	自 2007年3月13日 至 2008年3月10日	1.7728	1.4560	△17.9
7期	自 2008年3月11日 至 2009年3月10日	1.4560	1.3169	△9.6
8期	自 2009年3月11日 至 2010年3月10日	1.3169	1.3267	0.7
9期	自 2010年3月11日 至 2011年3月10日	1.3267	1.4759	11.2

（注）収益率は、計算期間末の1口当たり純資産（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産（分配落の額、以下「前期末純資産」という。）を控除した額を前期末純資産で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
1期	自 2002年3月11日 至 2003年3月10日	792,582,009 (0)	81,673,772 (0)
2期	自 2003年3月11日 至 2004年3月10日	136,996,564 (0)	415,249,100 (0)
3期	自 2004年3月11日 至 2005年3月10日	1,134,647,150 (0)	180,786,690 (0)
4期	自 2005年3月11日 至 2006年3月10日	488,604,854 (0)	263,941,263 (0)
5期	自 2006年3月11日 至 2007年3月12日	5,335,518,734 (0)	415,282,850 (0)
6期	自 2007年3月13日 至 2008年3月10日	80,139,624 (0)	4,316,108,287 (0)
7期	自 2008年3月11日 至 2009年3月10日	103,348,802 (0)	937,306,801 (0)
8期	自 2009年3月11日 至 2010年3月10日	394,239,914 (0)	172,782,475 (0)
9期	自 2010年3月11日 至 2011年3月10日	464,192,547 (0)	740,055,198 (0)

（注1）（ ）内の数字は本邦外における設定、解約口数です。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考情報)

(2011年3月31日現在)

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■基準価額・純資産総額の推移(税引前分配金再投資ベース)

当初設定日(2002年3月11日)～2011年3月31日



※基準価額は信託報酬控除後のものです。

■基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	14,070円
純資産総額	19.8億円

■分配の推移(1万口当たり、税引前)

2011年3月	300円
2010年3月	0円
2009年3月	0円
2008年3月	0円
2007年3月	0円
設定来累計	1,000円

主要な資産の状況

■資産配分

資産の種類	比率
マザーファンド	99.7%
キャッシュ等	0.3%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

下記はマザーファンド(スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド)の状況です。

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

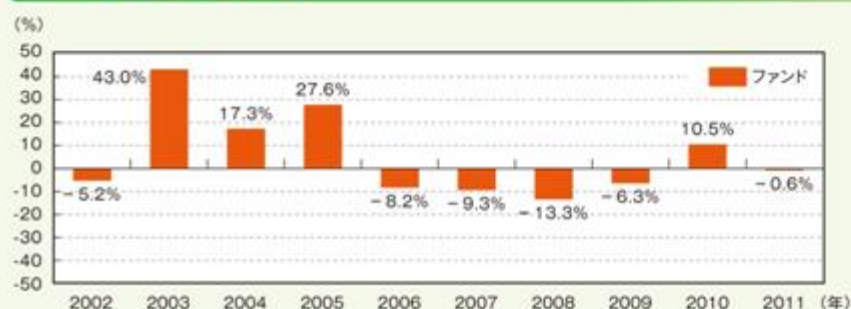
■組入株式上位10銘柄(ロング)

	銘柄名	業種	比率
1	三井物産	卸売業	3.2%
2	ファナック	電気機器	2.6%
3	川崎重工業	輸送用機器	2.2%
4	日揮	建設業	2.2%
5	住友金属鉱山	非鉄金属	2.1%
6	サイバーエージェント	サービス業	2.1%
7	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	2.1%
8	三菱商事	卸売業	2.0%
9	国際石油開発帝石	鉱業	2.0%
10	ディー・エヌ・エー	サービス業	1.7%

■ロング・ショート比率

	比率
ロング	66.2%
ショート	23.5%

年間収益率の推移



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。

※2002年は設定日(2002年3月11日)から年末までの収益率、2011年は1月1日から3月末までの収益率を表示しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 毎営業日に販売会社にて購入申込いただけます。

購入申込の単位は販売会社が別に定める単位とします。また、収益の分配時に、分配金を受取る「分配金受取コース」と税引き後の分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ただし、販売会社によってはどちらか1つのコースのみの取扱いの場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

- (2) 購入申込時限

申込期間は平成23年6月10日から平成24年6月11日までです。

* 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

申込の受付は、原則として午後3時までです。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。なお、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

- (3) 購入申込に係る制限

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込を取り消すことがあります。

委託会社は、信託財産の安定した運用と受益者の公平性に資するため、受益権の購入申込に対して制限を設けることがあります。

- (4) 購入価額

購入申込受付日の基準価額です。

- (5) 購入時手数料

購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。また、販売会社によっては、「償還乗換え」（取得申込日の属する月の翌月の初日から起算して前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金額を申込金額として、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。）により受益権を取得する場合、償還金額（単位型証券投資信託については、償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）の範囲内で取得する口数については、手数料がかからない場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

- (6) 購入代金の支払い

販売会社が指定する期日までにお支払いください。

* 購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 毎営業日に販売会社にて換金申込ができます。

換金申込の単位は販売会社が別に定める単位とします。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

- (2) 換金申込時限

申込の受付は、原則として午後3時までです。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。なお、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

- (3) 換金価額

換金申込受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

信託財産留保額とは、解約に伴う資産売却などに対応するコストを換金時にご負担いただくものです。信託財産留保額は、ファンドに留保されるものであり、これにより、換金した受益者と保有を継続される受益者との公平性を図るものです。

(4) 換金制限

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは換金申込の受付を中止することができます。換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込の受付を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込の受付を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして、当該計算日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たりの換金の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金申込の受付時間に制限を設ける場合があります。

(5) 換金（解約）手数料

換金（解約）時の手数料はありません。

(6) 換金代金の支払い

換金申込受付日から起算して原則として、5営業日目からお支払いします。

* 換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドに属する有価証券等の時価評価は、原則として、市場価額のある有価証券についてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、市場価額のない有価証券については取得価額、未上場の投資信託証券については基準価額に基づいて評価します。ただし、社団法人投資信託協会規則に従い、残存期間1年以内の公社債等については、原則として、取得価額と償還価額の差額を日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額で評価します。

基準価額とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産額をいい、委託会社の営業日において日々算出されます。

なお、基準価額につきましては、前日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される（掲載名：アルファ）他、委託会社、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
〔ホームページ〕 <http://www.sparx.co.jp/>
〔電話番号〕 03-5435-8200
（受付時間：営業日の9：00～17：00）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成14年3月11日から無期限とします。ただし、下記（5）その他 ファンドの償還条件に該当する場合は信託期間中においても信託を終了することがあります。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年3月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

年1回の決算時（原則として3月10日、休業日の場合は翌営業日）に約款に定める「収益分配方針」に基づいて、収益の分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合もあります。

（分配金受取コースを選択の場合）

原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払します。

（分配金再投資コースを選択の場合）

分配金は税引後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。この場合、1口単位での申込となり、手数料はかかりません。

* 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【その他】

ファンドの償還条件

イ．委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託に係る受益権の口数が20億口を下回ったとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、繰上償還させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ．委託者は、イの事項について、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る

すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

ハ．口の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

二．ハの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、イの繰上償還をしません。

ホ．委託者は、繰上償還をしないこととしたときは、繰上償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

ヘ．ハからホまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ハの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

約款の変更

イ．委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ロ．委託者は、イの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

ハ．口の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

二．ハの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、イの約款の変更をしません。

ホ．委託者は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

関係法人との契約更改等に関する手続き

販売会社との「募集・販売の取扱い等に関する契約」については、期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sparx.co.jp/>

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

4【受益者の権利等】

収益分配・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。収益分配金は、原則として、決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。なお、分配金再投資コースを選択の場合、収益分配金は税引後、自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。この場合、1口単位での申込となり、手数料はかかりません。償還金は、原則として、償還日から起算して5営業日目までにお支払します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失

い、その金銭は委託会社に帰属します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を、販売会社を通して委託会社に請求することができます。

反対者の買取請求権

繰上償還または約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

第3【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当ファンドの財務諸表等に係わる財務諸表等規則並びに投資信託財産計算規則の改正についての対応状況は、下表の通りであります。

財務諸表等規則並びに投資信託財産計算規則改正		第8期計算期間 自 平成21年3月11日 至 平成22年3月10日	第9期計算期間 自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日
財務諸表等規則	平成20年8月7日付 内閣府令第50号	同府令第2条第1項、及び第2項による経過措置を適用し、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。	同府令第2条第2項による経過措置を適用し、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
	平成22年9月30日付 内閣府令第45号	改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。	同府令第3条第1項による経過措置を適用し、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
投資信託財産計算規則	平成21年6月24日付 内閣府令第35号	同府令第16条第2項による経過措置を適用し、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。	改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

2) 財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第8期計算期間(平成21年3月11日から平成22年3月10日まで)、及び第9期計算期間(平成22年3月11日から平成23年3月10日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に基づく監査を受けております。

1【財務諸表】

スパークス・日本株・ロング・ショート・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期計算期間末 (平成22年3月10日現在)	第9期計算期間末 (平成23年3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,943,988	16,933,917
親投資信託受益証券	2,231,224,877	2,075,540,298
未収入金	1,934,490	316,595
未収利息	34	23
流動資産合計	2,258,103,389	2,092,790,833
資産合計	2,258,103,389	2,092,790,833
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	42,212,512
未払解約金	1,934,490	316,595
未払受託者報酬	1,171,866	793,887
未払委託者報酬	21,093,529	14,289,869
その他未払費用	1,104,305	744,119
流動負債合計	25,304,190	58,356,982
負債合計	25,304,190	58,356,982
純資産の部		
元本等		
元本	1,682,946,413	1,407,083,762
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	549,852,786	627,350,089
（分配準備積立金）	106,093,407	19,604,171
元本等合計	2,232,799,199	2,034,433,851
純資産合計	2,232,799,199	2,034,433,851
負債純資産合計	2,258,103,389	2,092,790,833

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期計算期間 自 平成21年3月11日 至 平成22年3月10日	第9期計算期間 自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日
営業収益		
受取利息	4,303	2,917
有価証券売買等損益	58,818,395	186,728,085
営業収益合計	58,822,698	186,731,002
営業費用		
受託者報酬	2,320,795	1,527,880
委託者報酬	41,774,163	27,501,652
その他費用	2,195,659	1,441,642
営業費用合計	46,290,617	30,471,174
営業利益	12,532,081	156,259,828
経常利益	12,532,081	156,259,828
当期純利益	12,532,081	156,259,828
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	582,058	6,422,650
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	463,124,666	549,852,786
剰余金増加額又は欠損金減少額	129,348,146	209,739,089
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	129,348,146	209,739,089
剰余金減少額又は欠損金増加額	54,570,049	239,866,452
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	54,570,049	239,866,452
分配金	0	42,212,512
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	549,852,786	627,350,089

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第8期計算期間 自 平成21年3月11日 至 平成22年3月10日	第9期計算期間 自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	「親投資信託受益証券」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	「親投資信託受益証券」 同左
2. 収益及び費用の計上基準	「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。	「有価証券売買等損益」 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第8期計算期間末 (平成22年3月10日現在)	第9期計算期間末 (平成23年3月10日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	1,682,946,413口	1,407,083,762口
2 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3267円 (13,267円)	1.4459円 (14,459円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期計算期間 自 平成21年3月11日 至 平成22年3月10日	第9期計算期間 自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日																														
1 分配金の計算過程 該当事項はありません。	1 分配金の計算過程 平成23年3月10日における分配対象収益867,566,909円のうち、42,212,512円（1万口当たり300円）を分配しております。 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,917円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>805,750,226円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>61,813,766円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）</td><td>E</td><td>867,566,909円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,407,083,762口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額（E/F×10,000）</td><td>G</td><td>6,165.70円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>300円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I</td><td>42,212,512円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,917円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円	収益調整金額	C	805,750,226円	分配準備積立金額	D	61,813,766円	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	E	867,566,909円	当ファンドの期末残存口数	F	1,407,083,762口	10,000口当たり収益分配対象額（E/F×10,000）	G	6,165.70円	10,000口当たり分配金額	H	300円	収益分配金金額	I	42,212,512円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	2,917円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円																													
収益調整金額	C	805,750,226円																													
分配準備積立金額	D	61,813,766円																													
当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	E	867,566,909円																													
当ファンドの期末残存口数	F	1,407,083,762口																													
10,000口当たり収益分配対象額（E/F×10,000）	G	6,165.70円																													
10,000口当たり分配金額	H	300円																													
収益分配金金額	I	42,212,512円																													

（金融商品に関する注記）

（１）金融商品の状況に関する事項

区分	第8期計算期間 自 平成21年3月11日 至 平成22年3月10日	第9期計算期間 自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日
1. 金融商品 に対する取 組方針	—	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドは、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行っています。
2. 金融商品 の内容及び その金融商 品に係るリ スク	—	金融商品の内容 当ファンドの当計算期間において投資した金融商品の種類は、以下の通りであります。 ・有価証券 当ファンドが当計算期間の末日時点で保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）2. 有価証券関係」の通りであります。 ・コールローン等の金銭債権及び金銭債務 金融商品に係るリスク 当ファンドは、以下のリスクを内包しております。 A) 市場リスク ・株価等変動リスク B) 流動性リスク C) 信用リスク
3. 金融商品 に係るリス ク管理体制	—	弊社では、上記2の に掲げるリスクを適切に管理するため、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。 体制としては、リスク管理業務担当部門を中心として、リスク管理を行っています。また、リスク管理業務担当部門を中心として、随時レビューが行われる他、月次の投資政策委員会においてもレビューが行われます。
4. 金融商品 の時価等 に関する事 項について の補足説明	—	当ファンドの時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算定された価額が含まれます。 当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期計算期間 自 平成21年3月11日 至 平成22年3月10日	第9期計算期間 自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日
1. 貸借対照 表計上額、 時価及びそ の差額	—	当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。

2. 時価の算定方法	—	有価証券 有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1. 有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。 コールローン等の金銭債権及び金銭債務 上記以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。
------------	---	--

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期計算期間(自 平成21年3月11日 至 平成22年3月10日)

該当事項はありません。

第9期計算期間(自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日)

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

区分	第8期計算期間 自 平成21年3月11日 至 平成22年3月10日	第9期計算期間 自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日
期首元本額	1,461,488,974円	1,682,946,413円
期中追加設定元本額	394,239,914円	464,192,547円
期中一部解約元本額	172,782,475円	740,055,198円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第8期計算期間末 (平成22年3月10日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,231,224,877	57,850,625
合計	2,231,224,877	57,850,625

売買目的有価証券

第9期計算期間末 (平成23年3月10日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	178,340,052
合計	178,340,052

3. デリバティブ取引関係

第8期計算期間(自 平成21年3月11日 至 平成22年3月10日)

該当事項はありません。

第9期計算期間(自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(平成23年3月10日現在)

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド	951,210,036	2,075,540,298	
合計		951,210,036	2,075,540,298	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（その他の注記）3. デリバティブ取引関係」に記載することとしています。

参考情報

当ファンドは、「スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成22年3月10日現在)	(平成23年3月10日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		761,363,932	891,861,469
株式		4,283,741,900	3,007,387,400
国債証券	2	999,877,141	799,887,505
投資証券		67,271,100	205,167,700
未収入金		45,102,265	71,724,767
信用取引預け金		1,221,143,937	852,582,391
未収配当金		3,637,789	8,730,184
未収利息		1,042	1,221
その他未収収益		36,414	21,253
流動資産合計		7,382,175,520	5,837,363,890
資産合計		7,382,175,520	5,837,363,890
負債の部			
流動負債			
信用売証券		1,270,227,320	843,238,400
未払金		119,305,934	126,587,473
未払解約金		12,659,263	1,221,593
その他未払費用		3,115,124	1,655,369
流動負債合計		1,405,307,641	972,702,835
負債合計		1,405,307,641	972,702,835
純資産の部			
元本等			
元本	1	3,105,720,138	2,229,491,367
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		2,871,147,741	2,635,169,688
元本等合計		5,976,867,879	4,864,661,055
純資産合計		5,976,867,879	4,864,661,055
負債純資産合計		7,382,175,520	5,837,363,890

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成21年3月11日 至 平成22年3月10日	自 平成22年3月11日 至 平成23年3月10日
1. 有価証券の 評価基準 及び評価方法	(1)「株式」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)「国債証券」 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません）、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会の売買統計値（平均値）の何れかに基づいて評価しております。 (3)「投資証券」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (4)「信用売証券」 個別法に基づき、時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する最終相場によっております。	(1)「株式」 同左 (2)「国債証券」 同左 (3)「投資証券」 同左 (4)「信用売証券」 個別法に基づき、時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所の発表する最終相場によっております。
2. デリバティブ等の 評価基準 及び評価方法	(1)「派生商品評価勘定」 先物取引 個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2)「プット・オプション（買）」 個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。	「プット・オプション（買）」 個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。
3. 収益及び 費用の計上 基準	(1)「受取配当金」 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日もしくは投資証券の権利落ち日において、確定配当金額もしくは確定収益分配金額、又は予想配当金額もしくは予想収益分配金額を計上しております。 (2)「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。	(1)「受取配当金」 同左 (2)「有価証券売買等損益」 同左 (3)「派生商品取引等損益」 約定日基準で計上しております。

(注) 追加情報

2607	不二製油	5,700	1,191	6,788,700	
2651	ローソン	5,700	4,035	22,999,500	
2685	ポイント	5,640	3,955	22,306,200	
2875	東洋水産	27,000	1,860	50,220,000	
3258	常和ホールディングス	4,900	1,524	7,467,600	
3268	一建設	28,000	2,313	64,764,000	
3332	J F E 商事ホールディングス	31,000	390	12,090,000	
3382	セブン&アイ・ホールディングス	23,900	2,252	53,822,800	
3407	旭化成	42,000	575	24,150,000	
3941	レンゴー	27,000	527	14,229,000	
4182	三菱瓦斯化学	112,000	640	71,680,000	
4185	J S R	35,800	1,743	62,399,400	
4188	三菱ケミカルホールディングス	38,500	570	21,945,000	
4208	宇部興産	141,000	253	35,673,000	
4217	日立化成工業	14,400	1,783	25,675,200	
4508	田辺三菱製薬	18,300	1,326	24,265,800	
4751	サイバーエージェント	338	280,200	94,707,600	
4768	大塚商会	4,700	5,800	27,260,000	
5020	J X ホールディングス	81,700	596	48,693,200	
5108	ブリヂストン	71,100	1,780	126,558,000	
5713	住友金属鉱山	33,000	1,468	48,444,000	
6134	富士機械製造	20,500	2,024	41,492,000	
6140	旭ダイヤモンド工業	44,000	1,494	65,736,000	
6301	小松製作所	66,500	2,560	170,240,000	
6473	ジェイテクト	52,100	1,191	62,051,100	
6501	日立製作所	245,000	506	123,970,000	
6502	東芝	255,000	500	127,500,000	
6861	キーエンス	2,700	21,380	57,726,000	
6954	ファナック	13,500	12,530	169,155,000	
6981	村田製作所	8,000	5,700	45,600,000	
6988	日東電工	19,900	4,525	90,047,500	
7012	川崎重工業	152,000	336	51,072,000	
8031	三井物産	100,700	1,466	147,626,200	
8078	阪和興業	32,000	370	11,840,000	
8227	しまむら	6,400	7,980	51,072,000	
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	133,000	361	48,013,000	
8411	みずほフィナンシャルグループ	610,200	164	100,072,800	
8750	第一生命保険	668	148,200	98,997,600	
8815	東急不動産	117,000	429	50,193,000	
8881	日神不動産	29,200	594	17,344,800	
8933	エヌ・ティ・ティ都市開発	1,411	82,300	116,125,300	
9107	川崎汽船	101,000	344	34,744,000	
9375	近鉄エクスプレス	9,800	2,537	24,862,600	
9433	K D D I	97	540,000	52,380,000	
9697	カプコン	11,300	1,661	18,769,300	
9744	メイテック	8,100	1,864	15,098,400	
9983	ファーストリテイリング	7,700	12,620	97,174,000	
	合 計	2,909,082		3,007,387,400	

(2) 株式以外の有価証券

(平成23年3月10日現在)

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第 1 6 4 回国庫短期証券	200,000,000	199,977,456	
	第 1 6 6 回国庫短期証券	200,000,000	199,972,795	
	第 1 6 8 回国庫短期証券	300,000,000	299,957,430	
	第 1 7 1 回国庫短期証券	100,000,000	99,979,824	
合計		800,000,000	799,887,505	

種類	銘柄	口数（口）	評価額（円）	備考
投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	517	85,460,100	
	オリックス不動産投資法人	32	15,184,000	
	日本プライムリアルティ投資法人	64	14,265,600	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	190	19,665,000	
	フロンティア不動産投資法人	27	20,763,000	
	積水ハウス・S I 投資法人	42	15,960,000	
	ビ・ライフ投資法人	18	10,170,000	
	ジャパンエクセレント投資法人	50	23,700,000	
合計		940	205,167,700	

担保として以下の有価証券を差入れております。

第 1 6 6 回国庫短期証券

券面総額150,000,000円

第 1 6 8 回国庫短期証券

券面総額300,000,000円

第 2 信用取引契約残高明細表

(平成23年3月10日現在)

銘柄 コード	銘柄名	売建株数（株）	評価額（円）	備考
2670	エービーシー・マート	7,300	24,491,500	
2802	味の素	41,000	38,417,000	
2914	日本たばこ産業	71	23,927,000	
4063	信越化学工業	11,000	48,015,000	
4523	エーザイ	8,200	25,912,000	
5410	合同製鐵	133,000	22,211,000	
5440	共英製鋼	20,300	25,578,000	
6141	森精機製作所	28,300	29,375,400	
6326	クボタ	91,000	72,800,000	
6366	千代田化工建設	103,000	70,246,000	
6367	ダイキン工業	25,800	69,582,600	
6471	日本精工	46,000	35,466,000	
6472	N T N	53,000	23,214,000	
6594	日本電産	3,100	23,095,000	
7003	三井造船	333,000	71,262,000	
7007	佐世保重工業	75,000	13,800,000	
7731	ニコン	12,800	24,000,000	
7974	任天堂	4,000	93,480,000	
8848	レオパレス 2 1	83,500	10,688,000	
9202	全日本空輸	86,000	24,424,000	
9831	ヤマダ電機	7,880	48,698,400	
9843	ニトリホールディングス	3,350	24,555,500	
合計		1,176,601	843,238,400	

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2011年3月31日現在)	
I 資産総額	1,987,167,217 円
II 負債総額	2,333,047 円
III 純資産総額(I - II)	1,984,834,170 円
IV 発行済口数	1,410,692,511 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	1.4070 円

(参考) スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド
純資産額計算書

(2011年3月31日現在)	
I 資産総額	5,753,143,529 円
II 負債総額	1,087,183,017 円
III 純資産総額(I - II)	4,665,960,512 円
IV 発行済口数	2,195,091,557 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	2.1256 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換について

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(4) 受益証券の再発行

委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取

得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成23年3月末日現在）

資本金 25億円

発行可能株式総数 50,000株

発行済株式総数 50,000株

最近5年間にける資本金の額の増減

平成18年 10月 資本金5,000万円から25億円へ増資

(2)委託会社の機構（平成23年3月末日現在）

経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を決定します。

代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めてある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定します。

運用体制

1) 当ファンドでは、運用調査本部が運用・調査を担当します。下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行います。

2) 意思決定プロセス

イ．運用指図の意思決定は「投資信託に係る運用管理規程」に従い、「第一投資政策委員会」において、投資環境の分析、市場動向見通し策定、期待リターンとリスクの予測などを実施、「運用計画書」において、運用戦略を審議の上、行われます。

ロ．ファンドマネージャーは「第一投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、「投資信託に係る運用管理規程」に従い、実際の投資活動を行います。第一投資政策委員会は、社長、運用調査本部、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成し、原則として月2回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

2【事業の内容及び営業の概況】

金融商品取引法に定める金融商品取引業者として営業を行っております。

（関東財務局長（金商）第346号）

（1）投資顧問業

平成18年8月投資一任契約に係る業務の認可取得。平成元年に創業したスパークス投資顧問株式会社（平成12年3月社名変更後の商号：スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社））の業務を平成18年10月1日に承継し、営業を行っております。

（2）投資信託委託業

平成18年8月証券投資信託委託業の認可取得。平成12年3月に証券投資信託委託業の認可を取得したスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）の事業を平成18年10月1日に承継し、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として営業を行っております。

委託者の運用する投資信託は平成23年3月31日現在次の通りです。

（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（億円）
追加型株式投資信託	21	760
追加型証券投資信託	4	238
合計	25	998

（3）第一種金融商品取引業

平成22年7月1日をもってスパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を開始しました。

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、第3期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第4期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

3．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第4期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単 位 : 百 万 円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,973	2,383
未収委託者報酬	340	241
未収投資顧問料	488	291
前払費用	49	32
未収入金	2	4
未収還付法人税等	72	—
その他	28	0
流動資産計	2,955	2,953
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1 20	※ 1 6
工具、器具及び備品	※ 1 34	※ 1 15
有形固定資産合計	55	21
無形固定資産		
ソフトウェア	95	52
無形固定資産合計	95	52
投資その他の資産		
投資有価証券	1,645	1,608
差入保証金	18	9
投資その他の資産合計	1,664	1,618
固定資産計	1,815	1,692
資産合計	4,770	4,645

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	48	9
未払手数料	177	63
その他未払金 ※2	209	213
経営構造改革関連損失引当金	99	—
未払法人税等	—	7
未払消費税等	—	10
その他	—	0
流動負債計	535	305
固定負債		
繰延税金負債	50	52
固定負債計	50	52
負債合計	586	357
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金	1,453	1,453
資本剰余金合計	1,453	1,453
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	347	490
利益剰余金合計	347	490
株主資本合計	4,301	4,443
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 116	△ 155
評価・換算差額等合計	△ 116	△ 155
純資産合計	4,184	4,287
負債・純資産合計	4,770	4,645

(2) 【損益計算書】

	(単位: 百万円)	
	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,269	1,663
投資顧問料収入	2,399	1,252
その他営業収益	4	4
営業収益計	4,673	2,920
営業費用		
支払手数料	1,514	715
広告宣伝費	5	5
調査費	304	227
委託計算費	101	80
営業雑経費		
通信費	6	6
印刷費	7	0
協会費	6	5
諸会費	0	1
その他営業雑経費	2	2
営業費用計	1,951	1,045
一般管理費		
給料		
役員報酬	88	42
給料・手当	998	664
賞与	5	0
交際費	6	2
旅費交通費	88	34
事務委託費	※ 1 1,246	※ 1 564
租税公課	20	18
不動産賃借料	281	258
固定資産減価償却費	85	59
諸経費	139	98
一般管理費計	2,958	1,744
営業利益又は営業損失(△)	△ 236	130
営業外収益		
受取利息	6	7
為替差益	76	0
雑収入	10	5
営業外収益計	93	13
営業外費用		
雑損失	6	1
営業外費用計	6	1
経常利益又は経常損失(△)	△ 148	142
特別利益		
投資有価証券売却益	12	—
賞与引当金戻入額	55	—
前期損益修正益	※ 2 33	※ 2 6
その他	—	0
特別利益計	101	6
特別損失		
固定資産売却損	—	※ 3 1
固定資産除却損	※ 3 8	※ 3 2
前期損益修正損	※ 4 16	—
経営構造改革関連損失	203	0
特別損失計	228	4
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 275	144
法人税、住民税及び事業税	8	2
法人税等調整額	14	—
法人税等合計	22	2
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 298	142

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,500	2,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,453	1,453
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,453	1,453
資本剰余金合計		
前期末残高	1,453	1,453
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,453	1,453
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,046	347
当期変動額		
剰余金の配当	△ 400	-
当期純利益又は当期純損失 (△)	△ 298	142
当期変動額合計	△ 698	142
当期末残高	347	490
利益剰余金合計		
前期末残高	1,046	347
当期変動額		
剰余金の配当	△ 400	-
当期純利益又は当期純損失 (△)	△ 298	142
当期変動額合計	△ 698	142
当期末残高	347	490
株主資本合計		
前期末残高	4,999	4,301
当期変動額		
剰余金の配当	△ 400	-
当期純利益又は当期純損失 (△)	△ 298	142
当期変動額合計	△ 698	142
当期末残高	4,301	4,443

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	6	△ 116
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 123	△ 38
当期変動額合計	△ 123	△ 38
当期末残高	△ 116	△ 155
評価・換算差額等合計		
前期末残高	6	△ 116
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 123	△ 38
当期変動額合計	△ 123	△ 38
当期末残高	△ 116	△ 155
純資産合計		
前期末残高	5,006	4,184
当期変動額		
剰余金の配当	△ 400	-
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 298	142
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 123	△ 38
当期変動額合計	△ 822	103
当期末残高	4,184	4,287

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	其他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)	其他有価証券 時価のあるもの 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。 ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 6年～18年 工具、器具及び備品 3年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。 ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 8年～18年 工具、器具及び備品 3年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 (3) 長期前払費用 _____
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (2) 経営構造改革関連損失引当金 経営構造改革の実行に伴い発生する損失に備えるため、予定している構造改革の内容を勘案の上、その損失見積額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 経営構造改革関連損失引当金 _____
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜処理によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引処理に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成 5 年 6 月17 日 最終改正平成19年 3 月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成 6 年 1 月18日 最終改正平成19年 3 月30日 企業会計基準適用指針第16号)を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。 これによる当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年 3 月31日現在)	当事業年度 (平成22年 3 月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 5 百万円 工具、器具及び備品 129百万円 2 関係会社に対する資産及び負債 その他未払金 24百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1 百万円 工具、器具及び備品 88百万円 2 関係会社に対する資産及び負債 その他未払金 121百万円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
1 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 611百万円 2 前期損益修正益の主な内容は、前事業年度に帰属する投資顧問料収入についての修正であります。 3 固定資産除却損の内訳 ソフトウェア 4 百万円 建物 3 百万円 4 前期損益修正損の主な内容は、前事業年度に帰属する支払手数料についての修正であります。	1 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 433百万円 2 前期損益修正益の主な内容は、前事業年度末において見積計上されていた経営構造改革関連損失引当金の戻入であります。 3 固定資産売却損及び固定資産除却損の内訳 固定資産売却損 工具、器具及び備品 1 百万円 固定資産除却損 工具、器具及び備品 2 百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）

1．発行済株式の種類及び総数

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	50,000	-	-	50,000
合計	50,000	-	-	50,000

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年 6 月18日 定時株主総会	普通株式	400	8,000	平成20年 3 月31日	平成20年 6 月19日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	前事業年度末株式数 （株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末株式数 （株）
普通株式	50,000	-	-	50,000
合計	50,000	-	-	50,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネーに限定し、資金調達については親会社による株式引受によっております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避する目的以外には利用せず、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。また外貨建ての営業債権・営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、シードマネーとしてのファンド等時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、「市場リスク管理規程」に基づき、外貨建て営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

投資有価証券については、シードマネーとしての投資信託等時価のある有価証券であり、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（１）現金・預金	2,383	2,383	-
（２）未収委託者報酬	241	241	-
（３）未収投資顧問料	291	291	-
（４）投資有価証券	1,608	1,608	-
資産計	4,524	4,524	-
（１）未払手数料	63	63	-
（２）その他未払金	213	213	-
負債計	276	276	-

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

（１）現金・預金、（２）未収委託者報酬及び（３）未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（４）投資有価証券

シードマネーとしての投資信託等は公表される基準価額または合理的に算定された価格によっております。

負 債

（１）未払手数料及び（２）その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金・預金	2,383	-	-	-
未収委託者報酬	241	-	-	-
未収投資顧問料	291	-	-	-
合計	2,916	-	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準10号 平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

前事業年度（平成21年3月31日現在）

1．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	283	408	124
	小計	283	408	124
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	1,427	1,236	190
	小計	1,427	1,236	190
合計		1,711	1,645	65

2．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

3．時価評価されていない主な有価証券の内容

該当事項はありません。

当事業年度（平成22年3月31日現在）

1．その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	412	283	128
	小計	412	283	128
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	1,195	1,427	232
	小計	1,195	1,427	232
合計		1,608	1,711	103

2．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
(1)取引の内容	利用しているデリバティブ取引は、外貨建営業収益の取引に係わる為替予約取引であります。
(2)取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3)取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建営業収益の取引に係わる営業債権の為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図る目的で利用しております。
(4)取引に係るリスクの内容	為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。
(5)取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限又は取引限度額等を定めた社内ルールに従い、経営管理部が行っております。

2．取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	前事業年度(平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	-	-	-	-
合計		-	-	-	-

（注）時価の算定方法

期末残高がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

取引を行っていないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																																		
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (百万円) <table> <tr> <td>経営構造改革関連損失引当金否認</td><td>40</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>29</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>77</td></tr> <tr> <td>その他の税務調整項目</td><td>27</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>175</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>175</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>-</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>50</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>50</td></tr> </table> 繰延税金負債の純額 50 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳 税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。	経営構造改革関連損失引当金否認	40	繰越欠損金	29	その他有価証券評価差額金	77	その他の税務調整項目	27	繰延税金資産小計	175	評価性引当額	175	繰延税金資産合計	-	その他有価証券評価差額金	50	繰延税金負債合計	50	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (百万円) <table> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>27</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>94</td></tr> <tr> <td>その他の税務調整項目</td><td>10</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>132</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>132</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>-</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>52</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>52</td></tr> </table> 繰延税金負債の純額 52 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	繰越欠損金	27	その他有価証券評価差額金	94	その他の税務調整項目	10	繰延税金資産小計	132	評価性引当額	132	繰延税金資産合計	-	その他有価証券評価差額金	52	繰延税金負債合計	52
経営構造改革関連損失引当金否認	40																																		
繰越欠損金	29																																		
その他有価証券評価差額金	77																																		
その他の税務調整項目	27																																		
繰延税金資産小計	175																																		
評価性引当額	175																																		
繰延税金資産合計	-																																		
その他有価証券評価差額金	50																																		
繰延税金負債合計	50																																		
繰越欠損金	27																																		
その他有価証券評価差額金	94																																		
その他の税務調整項目	10																																		
繰延税金資産小計	132																																		
評価性引当額	132																																		
繰延税金資産合計	-																																		
その他有価証券評価差額金	52																																		
繰延税金負債合計	52																																		

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 [百円]	事業の内容 または 職業	議決権の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 [百円]	科目	期末残高 [百円]
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,404	純粋持株会社	（被所有） 直接100%	グループ管理会社	業務委託	811	未払金	24
							支払配当	409	-	-

取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容 または 職業	議決権の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 [百円]	科目	期末残高 [百円]
親会社の 子会社	スパークス証券株式会社	東京都品川区	186百円	証券業	なし	国内顧客向けファンド等の幹事及び販売業務	販売会社への手数料	343	未払手数料	97
	SPARK Investment & Finance Inc. USA, Inc.	米国ニューヨーク州	19千米ドル	資産運用業	なし	米国内での投資顧問業務	運用報酬の受取	89	未収投資顧問料	9
							事業委託手数料	629	-	-
	SPARK Overseas Ltd.	英国領バミューダ諸島	12千米ドル	資産運用業	なし	海外向けファンドの運用・管理業務	販売会社への手数料	27	未払手数料	6
							運用報酬の受取	691	未収投資顧問料	117

取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表のうち、日本国内の会社については期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。又、日本国外の会社については期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

2. 親会社または主要な関連会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（ジャスダック証券取引所）

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1). 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 または 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,404	純粋持株会社	(被所有) 100%	グループ管理会社	業務委託	433	未払金	121

取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	Sparx Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562千 米ドル	資産運用業	なし	海外籍 ファンドの 運用・管 理業	運用報酬 等の受取	375	未収投資 顧問料等	87

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（ジャスダック証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 83,693円8銭 1株当たり当期純損失() 5,971円55銭 なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 85,758円46銭 1株当たり当期純利益 2,844円92銭 なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	4,184	4,287
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	4,184	4,287
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	50,000	50,000

(注) 2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()(百万円)	298	142
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(百万円)	298	142
期中平均株式数(株)	50,000	50,000

（重要な後発事象）

（共通支配下の取引）

当社は、平成22年4月28日開催の取締役会において、当社親会社スパークス・グループ株式会社の100%子会社であるスパークス証券株式会社と、平成22年7月1日（予定）を合併期日として合併することを決議致しました。

1. 結合当事企業の名称及びその事業内容等

（平成22年3月31日現在）

	存続会社	消滅会社
（１）商号	スパークス・アセット・マネジメント株式会社（当社）	スパークス証券株式会社
（２）事業内容	投資運用業及び投資助言・代理業並びに第二種金融商品取引業	第一種金融商品取引業、投資助言・代理業及び情報提供コンサルティング業等
（３）設立年月日	平成18年4月3日	平成10年5月7日
（４）本店所在地	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー
（５）代表者	代表取締役社長 谷口 正樹	代表取締役社長 深見 正敏
（６）資本金	2,500百万円	165百万円
（７）発行済株式総数	50,000 株	3,300 株
（８）営業収益	2,920百万円	376百万円
（９）当期純利益	142百万円	20百万円
（10）純資産	4,287百万円	1,277百万円
（11）総資産	4,645百万円	2,092百万円
（12）従業員数	95人	9人
（13）事業年度の末日	3 月31日	3 月31日
（14）大株主および持株比率	スパークス・グループ株式会社(100%)	スパークス・グループ株式会社(100%)

2. 企業結合の法的形式

当社を存続会社、スパークス証券株式会社を消滅会社とする吸収合併

3. 結合後企業の名称

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

4. 取引の目的を含む取引の概要

合併の目的

投資運用業を主要事業としている当社と、当社及びグループ各社の運用する運用商品の販売等を主要事業としているスパークス証券株式会社の経営資源を集約することによって経営の効率化を図るとともに、商品の企画、その運用から販売、顧客サービスまでの一貫した体制を強化することによって、市場変化および顧客ニーズへの迅速な対応を図り、運用事業を強化し成長の加速を図るため。

合併期日（効力発生日）

平成22年7月1日（予定）

なお当該合併は、スパークス証券株式会社が行っている業務の全てを円滑に引継ぐために必要となる、当社における第一種金融商品取引業の登録等の要件を満たすことが条件となります。

合併比率ならびに合併交付金

当社及びスパークス証券株式会社は、いずれもスパークス・グループ株式会社の100%子会社であるため、本合併による新株式の発行および資本金の増加ならびに合併交付金の支払はありません。

消滅会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

5. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 改正平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

（重要な資産の譲渡）

当社は、平成22年4月28日開催の取締役会において、当社が保有する投資有価証券を譲渡することを決議致しました。

1. 譲渡の理由

後発事象（共通支配下の取引）に記載のとおり、スパークス証券株式会社との合併に備え、市場リスクを有する資産を、合併前に譲渡することに致しました。

2. 譲渡する相手先の名称

スパークス・グループ株式会社

3. 譲渡資産の種類、譲渡前の使途

譲渡資産の種類 投資有価証券

譲渡前の使途 シードマネー

4. 譲渡の時期

具体的な売却時期は銘柄ごとに異なりますが、概ね平成22年6月末までには売却を完了する予定であります。

5. 譲渡価額

1,608百万円（予定）

6. 当該事象の損益に与える影響

当該投資有価証券の譲渡に伴う売却損103百万円（予定）を、平成23年3月期において特別損失として計上する予定であります。

[次へ](#)

1. 中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

当中間会計期間末 (平成22年 9 月30日)	
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	4,939
預託金	500
未収委託者報酬	237
未収投資顧問料	294
前払費用	27
未収収益	33
未収入金	13
その他	2 3
流動資産合計	6,050
固定資産	
有形固定資産	1 115
無形固定資産	39
投資その他の資産	
差入保証金	8
その他	0
投資その他の資産合計	8
固定資産合計	163
資産合計	6,213
(負債の部)	
流動負債	
預り金	400
未払手数料	56
その他未払金	214
未払法人税等	5
流動負債合計	677
特別法上の準備金	
金融商品取引責任準備金	0
特別法上の準備金合計	0
負債合計	677
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,500
資本剰余金	
その他資本剰余金	1,651
資本剰余金合計	1,651
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,384
利益剰余金合計	1,384
株主資本合計	5,536
純資産合計	5,536
負債純資産合計	6,213

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)		
営業収益		
委託者報酬		592
投資顧問料収入		532
受入手数料		77
その他営業収益		4
営業収益計		1,206
営業費用及び一般管理費	1	1,271
営業損失（ ）		65
営業外収益	2	5
営業外費用	3	7
経常損失（ ）		67
特別利益	4	152
特別損失	5	297
税引前中間純損失（ ）		211
法人税、住民税及び事業税		1
中間純損失（ ）		212

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,500
当中間期末残高	2,500
資本剰余金	
その他資本剰余金	
前期末残高	1,453
当中間期変動額	
合併による増加	198
当中間期変動額合計	198
当中間期末残高	1,651
資本剰余金合計	
前期末残高	1,453
当中間期変動額	
合併による増加	198
当中間期変動額合計	198
当中間期末残高	1,651
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	490
当中間期変動額	
中間純損失（ ）	212
合併による増加	1,107
当中間期変動額合計	894
当中間期末残高	1,384
利益剰余金合計	
前期末残高	490
当中間期変動額	
中間純損失（ ）	212
合併による増加	1,107
当中間期変動額合計	894
当中間期末残高	1,384
株主資本合計	
前期末残高	4,443
当中間期変動額	
中間純損失（ ）	212
合併による増加	1,305
当中間期変動額合計	1,092
当中間期末残高	5,536
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	155
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	155
当中間期変動額合計	155
当中間期末残高	-
評価・換算差額等合計	
前期末残高	155
当中間期変動額	

株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	155
当中間期変動額合計	155
当中間期末残高	-
純資産合計	
前期末残高	4,287
当中間期変動額	
中間純損失（ ）	212
合併による増加	1,305
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	155
当中間期変動額合計	1,248
当中間期末残高	5,536

〔 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 〕

項目	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)
1．資産の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの ...中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 主な耐用年数は、以下の通りであります。 建 物 2 年～18年 器具備品 2 年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。
3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

〔 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 〕

当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)
（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日）を適用しております。これによる損益への影響はありません。 （企業結合に関する会計基準等の適用） 当中間会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第 7 号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

〔注記事項〕

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成22年 9 月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	184百万円
2 消費税等の取り扱い 仮払消費税と仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産 その他に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	13百万円
無形固定資産	18百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	3百万円
雑収入	1百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	7百万円
4 特別利益の内訳は、次のとおりです。	
投資有価証券売却益	152百万円
5 特別損失の内訳は、次のとおりです。	
投資有価証券売却損	244百万円
経営構造改革関連損失	53百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日）

1．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計 期間末 株式数（株）
普通株式	50,000	-	-	50,000
合計	50,000	-	-	50,000

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日）

1．金融商品の時価等に関する事項

平成22年 9 月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金・預金	4,939	4,939	-
(2) 預託金	500	500	-
(3) 未収委託者報酬	237	237	-
(4) 未収投資顧問料	294	294	-
(5) 未収収益	33	33	-
(6) 未収入金	13	13	-
資産計	6,018	6,018	-
(1) 預り金	400	400	-
(2) 未払手数料	56	56	-
(3) その他未払金	214	214	-
負債計	671	671	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料、(5) 未収収益及び(6) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 預り金、(2) 未払手数料及び(3) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成22年 9 月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末（平成22年 9 月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（追加情報）

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1．サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	バミューダ	その他	合計
836	206	164	1,206

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・ファンド・シンフォニア	214百万円	投信投資顧問業
SPARX Overseas Ltd.	206百万円	投信投資顧問業

（企業結合等関係）

当中間会計期間（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日）

（共通支配下の取引）

当社は、平成22年 7 月 1 日をもって、当社親会社スパークス・グループ株式会社の100%子会社であるスパークス証券株式会社と合併いたしました。

1. 結合当事企業の名称及びその事業内容等

（平成22年3月31日現在）

	存続会社	消滅会社
（１）商号	スパークス・アセット・マネジメント株式会社（当社）	スパークス証券株式会社
（２）事業内容	投資運用業及び投資助言・代理業並びに第二種金融商品取引業	第一種金融商品取引業、投資助言・代理業及び情報提供コンサルティング業等
（３）設立年月日	平成18年4月3日	平成10年5月 7 日
（４）本店所在地	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー
（５）代表者	代表取締役社長 谷口 正樹	代表取締役社長 深見 正敏
（６）資本金	2,500百万円	165百万円
（７）発行済株式総数	50,000 株	3,300 株
（８）営業収益	2,920百万円	376百万円
（９）当期純利益	142百万円	20百万円
（10）純資産	4,287百万円	1,277百万円
（11）総資産	4,645百万円	2,092百万円
（12）従業員数	95人	9人
（13）事業年度の末日	3 月31日	3 月31日
（14）大株主および持株比率	スパークス・グループ株式会社（100%）	スパークス・グループ株式会社（100%）

2. 企業結合の法的形式

当社を存続会社、スパークス証券株式会社を消滅会社とする吸収合併

3. 結合後企業の名称

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

4. 取引の目的を含む取引の概要

合併の目的

投資運用業を主要事業としている当社と、当社及びグループ各社の運用する運用商品の販売等を主要事業としているスパークス証券株式会社の経営資源を集約することによって経営の効率化を図るとともに、商品の企画、その運用から販売、顧客サービスまでの一貫した体制を強化することによって、市場変化および顧客ニーズへの迅速な対応を図り、運用事業を強化し成長の加速を図るため。

企業結合日

平成22年 7 月 1 日

合併比率ならびに合併交付金

当社及びスパークス証券株式会社は、いずれもスパークス・グループ株式会社の100%子会社であるため、本合併による新株式の発行および資本金の増加ならびに合併交付金の支払はありません。

消滅会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

5. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	
1株当たり純資産額	110,723円92銭
1株当たり中間純損失金額	4,259円45銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1 . 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間末 (平成22年 9 月30日)
純資産の部の合計額（百万円）	5,536
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-
普通株式に係る中間期末の純資産額（百万円）	5,536
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数（株）	50,000

(注) 2 . 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)
中間純損失（ ）（百万円）	212
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る中間純損失（ ）（百万円）	212
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定めるもの。

5【その他】

平成22年7月1日をもってスパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を承継しました。平成22年12月16日開催の臨時株主総会にて、剰余金の配当等を株主総会決議とする旨の定款の一部変更決議を行っております。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名称 住友信託銀行株式会社

資本金の額 3,420億円（平成23年3月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 510億円（平成23年3月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

再信託の目的 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

販売会社

名称	資本金の額 （平成23年3月末日現在）	事業の内容
株式会社荘内銀行	70億円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

みずほ証券株式会社	1,251億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	60億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C フレンド証券株式会社	272.7億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社(1)	100億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド（香港上海銀行）東京支店	224億9396万 8235香港ドル、 125億3350万米ドル (2)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて、証券投資信託の取扱いを行っています。
マネックス証券株式会社	74.25億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀 T T 証券株式会社	33億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 S B I 証券	479億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	74億円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

(1) 野村證券株式会社では、受益権の募集・販売の取扱いは行っておりません。

(2) ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド（香港上海銀行）東京支店の資本金は香港ドル建と米ドル建の株式が発行されておりますので、合算せず併記しております。

2【関係業務の概要】

受託会社：ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の管理・計算事務を行います。なお、信託事務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託します。

販売会社：受益権の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務および一部解約金、分配金、償還金の支払いに関する業務等を行います。

3【資本関係】

受託会社：該当事項ありません。

販売会社：該当事項ありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

平成22年6月9日	有価証券届出書、有価証券報告書
平成22年8月30日	有価証券届出書の訂正届出書
平成22年9月30日	有価証券届出書の訂正届出書
平成22年12月9日	半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成23年5月6日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・日本株・ロング・ショート・ファンドの平成22年3月11日から平成23年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・日本株・ロング・ショート・ファンドの平成23年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月30日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が、スパークス証券株式会社を吸収合併する旨の記載がある。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が、保有する投資有価証券をスパークス・グループ株式会社へ譲渡する旨の記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月15日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員指定社員 公認会計士 梅木 典子
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年5月7日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・日本株・ロング・ショート・ファンドの平成21年3月11日から平成22年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・日本株・ロング・ショート・ファンドの平成22年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。